

地方自治法第百八十条第一項の規定による市長の専決処分事項の指定についての一部改正について

地方自治法第百八十条第一項の規定による市長の専決処分事項の指定について（平成十七年四月十四日指定）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から施行する。

第八号中「第二百四十三条の二の二第八項」を「第二百四十三条の二の八第八項」に改める。

令和六年三月二十五日

青森市議会

~~~~~◇~~~~~

#### 提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正をするため、提案するものである。